別表第五（第八条第一項第十三号関係）

<table>
<tr><th>許可区分</th><th>規格</th><th>表示事項</th></tr>
<tr><td>えん下困難者用食品</td><td>次に掲げる全ての規格を満たすものであること。
一　医学的及び栄養学的知見に基づき、えん下困難者の摂取に適した食品であること。
二　申請製品について、えん下困難者により摂取されている実績があること。
三　特別の用途に適する旨の表示が、えん下困難者用の食品としてふさわしいものであること。
四　使用方法が簡明であること。
五　品質が他の同種の食品と同等であること。
六　適正な試験方法によって当該食品の成分又は特性が確認されるものであること。
七　次の表の規格の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ硬さ（一定速度で圧縮したときの抵抗）（N／㎡）の欄、付着性（J／㎥）の欄及び凝集性の欄に掲げる区分に示す基準値を満たしているものであること。
　なお、温める等の簡易な調理を要するものにあっては、申請者があらかじめ指定したとおりに調理した後の状態において当該基準値を満たせばよいものとする。
<table><tr><th>規格</th><th>硬さ（一定速度で圧縮したときの抵抗）（N／㎡）</th><th>付着性（J／㎥）</th><th>凝集性</th></tr><tr><td>Ⅰ（均質なもの（例えば、ゼリー状の食品））</td><td>2.5×10^{3}以上1×10^{4}以下</td><td>4×10^{2}以下</td><td>0.2以上0.6以下</td></tr><tr><td>Ⅱ（均質なもの（例えば、ゼリー状</td><td>1×10^{3}以上1.5×10^{4}以下</td><td>1×10^{3}以下</td><td>0.2以上0.9以下</td></tr></table></td><td>一　「えん下困難者用食品」の文字
二　喫食の目安となる温度
三　１包装当たりの内容量
四　１包装当たりの熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量
五　医師、歯科医師、管理栄養士、薬剤師、言語聴覚士等に相談し、その指導に従って使用することが適当である旨
六　第八条第１項第六号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する許可証票の表示に近接した箇所に、規格の欄の七の表に掲げるⅠの規格に該当するものとして許可を受けたものにあっては「そのまま飲み込める性状のもの」の文字、Ⅱの規格に該当するものとして許可を受けたものにあっては「口の中で少しつぶして飲み込める性状のもの」の文字、Ⅲの規格に該当するものとして許可を受けたものにあっては「少しそしゃくして飲み込める性状のもの」の文字</td></tr>
</table>

［表を加える。］